

令和6年度 設計業務等標準積算基準書(対照表)

項目

2001/1/3

測量業務
(諸経費)

旧

第1章 測量業務積算基準

1-4 測量業務費の積算方式

1-4-1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

測量業務費＝(測量作業費)＋(測量調査費)＋(消費税相当額)

＝{(測量作業費)＋(測量調査費)}×{1＋(消費税率)}

1. 測量作業費

測量作業費＝(直接測量費)＋(間接測量費)＋(一般管理費等)

＝(直接測量費)＋(諸経費)

＝{(直接測量費)－(成果検定費)}×{1＋(諸経費率)}＋(成果検定費)

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費(成果検定費を除く)毎に求められた諸経費率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じて得た額とする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、別表第2による。

別表第1

(1) 諸経費率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	－0.107	51.7%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経費率(単位：%)

X：直接測量費(単位：円)〔成果検定費を除く。〕

A、b：変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

1-1-3

新

第1章 測量業務積算基準

1-4 測量業務費の積算方式

1-4-1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

測量業務費＝(測量作業費)＋(測量調査費)＋(消費税相当額)

＝{(測量作業費)＋(測量調査費)}×{1＋(消費税率)}

1. 測量作業費

測量作業費＝(直接測量費)＋(間接測量費)＋(一般管理費等)

＝(直接測量費)＋(諸経費)

＝{(直接測量費)－(成果検定費)}×{1＋(諸経費率)}＋(成果検定費)

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費(成果検定費を除く)毎に求められた諸経費率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じて得た額とする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、別表第2による。

別表第1

(1) 諸経費率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	－0.084	61.4%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経費率(単位：%)

X：直接測量費(単位：円)〔成果検定費を除く。〕

A、b：変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

1-1-3